

こんにちは、 日本共産党井上けんじです

日本共産党南地区委員会 ☎ 371-9164 自宅 ☎ (F兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442
 日本共産党京都市会議員団 ☎ 222-3728 FAX 211-2130
 市会議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail info@cpgkyoto.jp 2020年6月28日



市国民健康保険料納付書(通知書)の見方

保険料は下の表のタテヨコ各3×3=9つの要素の額や率を足して計算されます。

所得割は、前年度の所得割基礎額(所得-33万円)×所得割率①で計算。均等割は世帯の被保険者一人当たりの額。従って②×世帯の被保険者数(生まれたばかりの赤ちゃんも含む)。平等割は世帯平等割とも言い、被保険者数にかかわらずどの世帯でも同じ定額。

後期分というのは、後期高齢者医療保険への、国保からの拠出金を被保険者世帯数で按分したもの(本来、後期高齢者医療保険にはもっと公的な予算投入が必要なのに、政府が国保の被保険者に転嫁している)。介護分というのは、40～64歳の介護保険料を、国保料の一環として集めているという意味(65歳～は年金から天引き)。

	医療分	後期分	介護分	合計
所得割①	7.56%	2.83%	2.53%	
均等割②	24,360円	8,870円	9,410円	
平等割③	16,490円	6,000円	4,750円	
合計				◎

低所得の場合、②+③の7割・5割等が減額されます。納付書の④の欄の()の中に70とか50等と書かれているのが減額割合です。

◎印の欄の額が、年間の保険料です。毎年度、6月～翌年3月までの10回に分けて納める仕組みです。

去年に比べ所得が落ち込んだ場合は「条例減免」、コロナの影響による減収の場合は「コロナ減免」の可能性あります(下欄※)。

※ **条例減免**とは、今年度の所得見込み額(直近3カ月×4)が33万円+(52万円×被保険者数)以下の場合。又は前年度に比べ大幅減の場合。但し所得が780万円+33万円×被保険者数の場合を除く。

※ **コロナ減免**とは、コロナの影響により主たる生計維持者の収入が、前年の3/10以上減った場合、前年の所得に応じて減額。

前年の合計所得金額	減額免除の割合
300万円以下のとき	全部
400万円以下のとき	8/10
550万円以下のとき	6/10
750万円以下のとき	4/10
1,000万円以下のとき	2/10

他にも条件があります。申請が早ければ遡及も可能です。詳細は井上議員まで。



京都市の国民健康保険加入の世帯に、今年

度の保険料の通知・納付書が届いています。今年度の国保の特徴について、紹介します。

健康を守る役割は政治ではなく個人責任と考へていくこと(西欧では窓口負担などは無し)。従って国が京都市など各自治体の国保への財政負担をケチっていること。

高すぎる国保料の引き下げを コロナによる減収の場合、保険料減免制度が実現、傷病手当も実現

◎市も基本的に同様の立場だが、市民の世論の力で、今年度は前年度と同じ保険料率でい据え置きが実現していること。

◎子どもにも均等割がかかるのは少子化対策に逆行。子どもには、かけるべきでない。

◎今年度は、新型コロナの影響で収入が落ち込んでおり、保険料減免がいろいろあること。

◎コロナに罹って仕事を休んだ労働者に傷病手当金が支給されること。対象限定とはいえない。

◎画期的なこと。医療費は、後期高齢者医療

療保険でも同様です。◎高すぎて保険料を払えない世帯に、市は正規の保険証を渡さなかったり、保険料を差し押さえたり、強引なやり方を続けていること。

◎窓口負担金も、特に高齢者など値上げの傾向が強い。また減免制度もハードルが非常に高く、改悪されていること。

